

大和都市計画公園の変更原案にかかる公聴会の報告

1. 公聴会の日時及び場所

- 日時 令和4年6月17日(金) 午後2時00分から
- 場所 奈良市市民ホール(学園前ホール)

2. 作成しようとする都市計画の変更案

- 都市計画の種類 大和都市計画公園
- 都市計画の名称 5・5・1号 大淵池公園

3. 公聴会における意見

- 公述人の数 12名
- 意見の要旨及び県の考え方

番号	意見の要旨	都市計画決定権者の見解
1	<p>都市計画変更の件につきまして、私は大淵池公園のうち旧県民センター跡地について、都市計画変更の対象とすることに反対を致します。旧県民センターは、耐震構造に問題があるということで、2019年に取り壊されました。当然のことながら、私たち住民は旧県民センター跡地に新たにこれと同じような施設が建設されると思っていました。ところが県は2020年、これを民間に売却することを公表しました。私は、跡地を民間へ売却することを前提とした今回の都市計画の変更には断固反対します。</p> <p>その理由は、まず第一番目に跡地については都市計画変更の理由がないことです。県が提示した変更の理由は大淵池公園における都市計画は現在の供用区域をもって、当初の目的を果たしており、近年の人口減少などの社会情勢を踏まえると、新たな公園整備による区域拡大を行わず、既存の供用区域の活用重点を置くとなっております。</p> <p>今回、都市計画変更の対象となっている土地の中には、当初公園区域として計画されたものの、民有地のままで現在では住宅が建設されている区域があることは事実です。これについて計画の変更をとかく言うつもりはありません。しかし、本件跡地は県有地であり、この土地には隣接してテニスコートや児童公園などがあり、これらが全体として公園として機能しているものです。問題になっている跡地を公園とすることについては何の支障もありません。このような状況にある跡地を公園から外すということは公園区域の拡大ではなくて縮小そのものです。このような変更は到底認めることはできません。</p> <p>次に今回の都市計画の変更は地方自治法第一条の二、第一項「地方公共団体は住民の福祉増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」に違反するものであります。県民センターは、地域住民をはじめ、広く県民が色々な目的のために活動してきました。住民や県民が県民センターを利用、活用することは今や住民の権利であり、財産です。したがって、これを取り壊した後は、県は同様の施設を設ける義務がありません。</p>	<p>都市計画の変更案において、変更しようとしている旧西奈良県民センター敷地については、現在まで都市公園法に基づく都市公園として整備・供用しておらず、公園区域の縮小には該当しません。一方で、当該地に隣接する運動場や児童広場は既に都市公園として供用しており、今後も快適にご利用いただけるよう、管理運営の改善や施設の更新等を進めて参ります。</p> <p>旧西奈良県民センターは都市公園法に基づく公園施設として整備・供用したものではありません。当該施設のような公民館の機能をもつ施設は、基礎自治体である奈良市が設置すべき施設であると考えております。</p> <p>当該地は県が従前より所有していた土地及び用地買収した土地であり、無償提供されたものではありません。</p> <p>今回の変更案は、今後も都市公園として供用する見込みのない区域を変更するものであり、旧西奈良県民センターの廃止や当該土地の売却について諮るものではありません。</p>

県当局は跡地に住民のための施設を作るのは奈良市の仕事で、県の仕事ではない。県は奈良市に跡地を活用する意思があるかを問い合わせたところ、その意思はないと言う回答で、そのため売ることにした、と説明しております。しかし、奈良市としても、無償であれば活用する意思は充分持ち合わせていたものです。県が奈良市に照会したのは、あくまでも有償、要するにお金をもらうということが前提での譲渡であります。ただで譲るということ、あるいはただで使わせるということは全く考えていなかった。財政状況がひどく悪い奈良市が金を出して、土地を活用するという回答をすることは考えられない。県当局もそのことは百も承知の上で、このような照会をしたものだと考えざるを得ません。地方自治法の趣旨に照らせば、県がやるべきことは奈良市に土地を提供して、そこにしかるべき施設を建てる、建てることできるように協力することです。これは県が地域住民に対して行った、これを活用する権利財産を侵害した地方自治法第一条の二、第一項に違反する行為と言われたいための唯一の道であると私は考えます。

第三番に跡地は県有地になった経過からしても、この変更は許されないと考えます。県民センターの跡地一帯は民間商業施設の跡地でした。県が登美ヶ丘地域一帯の開発を進めていた昭和40年代に地域住民が広く活用する施設を作るなどして、住民のために役立ててほしいというような要望を添えて、県に無償で提供したものとされており、県は寄贈を受けたこの土地を生かして、1976年にこの地に地域住民はもとより広く県民が活用するための県民センターをつくり、職員を常駐させて住民の便宜を図ってきたものであります。2019年、耐震構造の問題で取り壊されるまで、約45年にわたって県民センターは多くの住民に広く活用されてきたものであります。県は今回、この跡地に替わりの建物を建てず、公園地域から外して一般財産として民間に売却しようと、本日このような公聴会をもっているのです。これは当初寄付した寄贈者の意思を完全に踏みにじるもので、許しがたいものだと考えざるを得ません。

このような理由から、私は今回のこの県民センター跡地についての都市計画変更には断固反対をするものです。

1

番号	意見の要旨	都市計画決定権者の見解
2	<p>西奈良県民センターは、1960年代の登美ヶ丘住宅地の開発ともに、西奈良県民の融和のために登美ヶ丘2丁目の大淵池地区に建設されました。当初は保健所も併設され、テニスコートと緑地をもった小さな遊園地があったと記憶しております。当地は登美ヶ丘地区の中心部だけでなく、西は生駒市の北生駒地区、北は生駒市の鹿ノ台地区、東は高の原地区までバス路線が広がり、まさに西奈良発展の中心になってきました。一方、発展とともに周辺部には広い道路や学校等の公共施設がドーナツ状に広がって、インフラが整備されていきました。当地区では住民の高齢化に伴い、釣った魚には餌はやらないどころか廃止、衰退の一途です。</p> <p>西奈良県民センターの取り壊しに際し、住民の益に供するよう民間への売却は考えていないと県は答えていたと聞きます。さらに奈良市に使用の有無を確認したとのことですが、奈良市も住民3千人も反対署名を受け県と話を持ったとのことですが、無償譲渡に関して県は最後まで拒否したとのこと。それを市に使用の有無を確認した、市は利用の意思はないとの回答であった、と簡単に片付けないでいただきたい。そもそも西奈良県民センターは誰のものなのか。県の財産は、県民市民である地域住民のものであると思います。その財産を地元住民の了解もなく、騙して取り壊し、地目を変更するだけと言いながら売る気満々ではありませんか。</p> <p>今までの県の一方向的な、住民の資産である県民センター跡地の売却推進の経緯を踏まえ、現在の地目の変更は売却への経過措置であることが明確なので反対しています。今回の計画の変更は、大淵池公園の名を冠する必要がなくなります。ただの西奈良公園が古来の地名のトビ地区公園しか名乗れなくなります。登美ヶ丘地区は神話の神武天皇の御代からの地名で、金のトビ金鶏伝説に基づく富雄や鳥見町、登美ヶ丘のように鳥に由来する古代からの由緒ある地名であると言われていて、このような由緒ある地域の公園で住民の財産であり、大淵池公園のへそである県民センターの跡地を住民から取り上げないでください。コロナ禍で明らかになった保健所の必要性、住民のコミュニティの場として、来たる南海トラフ大震災の避難施設として、防災とコミュニティの場として西奈良県民センターの再建築をお願いいたします。</p> <p>当初は耐震性強化のために取り壊して再建すると約束されていた、と聞いています。売却予定の県民センター土地の売却予定価格は4億円と噂されています。仮に反対者の署名3千人として50年間の原価とすると、1人当たり年間2,667円に過ぎません。この金額であるならば、住民税や固定資産税の県負担で十分に償却されたと思います。</p> <p>今、地方自治体も競争の時代だと思しますので、あまり住民サービスが無くなったら見捨てられることをよく味わっていただきたいと思えます。</p>	<p>今回の変更案は、今後も都市公園として供用する見込みのない区域を除外するものであり、旧西奈良県民センターの廃止や当該土地の売却について諮るものではありません。</p> <p>県営大淵池公園として既に供用している約23.5ha（約235,000平方メートル）については、「奈良市中心市街地にある大淵池およびその周辺樹林地を保全・活用した水と緑の公園とする」ことを目的に設置されており、現在の供用区域をもって既に設置目的が達成されていると判断していることから、今後はその活用に重点を置いた事業展開を図ることが妥当と考えており、引き続き適切に管理運営して参ります。</p>

番号	意見の要旨	都市計画決定権者の見解
3	<p>西奈良県民センターのあった場所は民間商業施設があった場所で、民間事業者が奈良県に譲渡する時に県民のためのものを作ってほしいという申し入れがあったと聞いています。そういう経緯があって西奈良県民センターができたわけであり、あの場所は一等地にありますし、住民にとってはかけがえのない空間でありまして、夏にはあそこで盆踊りがあったような時期もありました。親しみやすいところを今回売ることを前提にして地目を変更されようということでもありますけれども、民間企業とはいえ県民のために何か作ってほしいという申し入れをしたというのは非常に志高い立派なことであつたと私は思います。</p> <p>それに引き換え、無償で手に入れたものを今回換金しようという、県民のためになることを考えない、何が建つかかわからないという不安を惹起させるような事態にあります。あの土地にまた県民のための施設、保健所的なもの、防災の話が出ておりますけれども、そういうことを考える建物を作るのであれば、非常にありがたいと思いますけれども、それ以外の何が建つかかわからないという形の売却を推進されるということに対しては非常に憤りを感じ、強く反対を申し上げます。</p>	<p>当該地は県が従来より所有していた土地及び用地買収した土地であり、無償提供されたものではありません。</p> <p>今回の変更案は、今後も都市公園として供用する見込みのない区域を変更するものであり、旧西奈良県民センターの廃止や当該土地の売却について諮るものではありません。</p>

番号	意見の要旨	都市計画決定権者の見解
4	<p>西奈良県民センターの跡地は、もう売却するために予算化されていると聞いてるわけです。役所が、なぜ売ることを前提してやったのか。それを我々の知らないうちに、あれを壊されてしまうともうどうしようもないんです。それを自分たちで作るわけにもいきません。これは県民を愚弄している策であると思います。そういう県民無視のやり方をなぜやるのだろうか。我々自身の利益になることをやってくれないんです。</p> <p>最初にこのことをやる時に一冊の本を読みました。社会共通資本をうたっている本です。コミュニティの中で、いわゆる小さなコミュニティを一つの塊として見ていかないと住民のさまざまなことが分からないということです。我々はファシリティマネジメントを公園という形で考えてみましょう。まずコミュニティのインフラはどういうものかということ、広辞苑に出てくるんです。産業や社会生活の基盤となる施設、道路、鉄道、港湾、ダムなどを社会資本と言ってるんです。学校、病院、公園、社会福祉等の生活関連の社会保障など書いてある。だから公園は我々の生活のための社会資本です。それを持って我々は上手に生きてるんです。それは小さなものだから政治家にとったら票にならないようなものです。この利益は表に出てくる利益ではないんです。社会的資本は可視的な資本ではないと言ってるんです。こういう社会資本という考え方を無視している。</p> <p>さまざまな公園があるなかで、西奈良県民センターというのは、一種のコミュニティーセンターだったのだろうと考えます。ここが重要ですが、なぜ公園のなかであれを建てたのかということです。公園の中にあるということは、東西の公園を繋ぐ役割を果たしている。我々がファシリティマネジメントの人に聞いた話は、旧住民と新住民の融和のために作られたと言われてるんです。ということは二つの公園でもって新住民と旧住民と融和を図るために作ったものだ、と考えることができるわけです。そうすると、あれははっきり公園の施設なんです。公園はコミュニティ活動の中心になっていたわけです。あそこで俳句の会をやっているとか、最近聞いた話なんですけれども平城宮跡のボランティアガイドの講演会、会議もやってるようです。非常に膨大な活動が行われていたということがわかるわけです。</p> <p>県庁の人たちは勉強会やってほしいと思います。しっかりと勉強会やって、どのようなことをやるのかということをしかりと見極めてかなきゃいけないだろうと思います。最近よく目につくのはSDGs（エス・ディー・ジーズ）です。我々はその土地を将来のために取っておかなければいけない。</p>	<p>今回の変更案は、今後も都市公園として供用する見込みのない区域を変更するものであり、旧西奈良県民センターの廃止や当該土地の売却について諮るものではありません。</p> <p>旧西奈良県民センターは都市公園法に基づく公園施設として整備・供用したものではありません。当該施設のような公民館の機能をもつ施設は、基礎自治体である奈良市が設置すべき施設であると考えております。</p>

番号	意見の要旨	都市計画決定権者の見解
5	<p>大洲池公園のうち県民センター跡地部分については、この地を民間に売却するためのものであり、これを都市計画公園変更の対象とすることに反対します。</p> <p>この地は子育て支援センターも少なく、いつも満員で特に乳幼児を遊ばせる場所が極端に少ない状況です。現在コロナの影響で私の子供時代に当然のようにできた交流はできなくなっており、子供達の精神的影響を危惧しております。子供時代の県民センターの夏祭り、人と人との触れ合いがどれほど大切であったか改めて痛感しています。世代を超えて憩いの場である公的施設や公園は県民の貴重な税金からなる県民の財産であり、なくてはならないものです。</p> <p>この地は東西南北へのバスの結節地であり、大洲池よりの風、大洲橋に沈む夕日など、まほろばの地にふさわしい公園の中心に位置しています。県はまさにその公園の中心を半分に切って売ろうとしています。しかも売却による収入はだいたい4億円足らずということで、県の財政状況を鑑みてもどうしても売らなければならない事情は全くありません。</p> <p>また、この地は西奈良県民センターとして50年にわたり活用されており、センターの閉館によりたくさんの住民が大変困っています。決して遊休地ではありません。</p> <p>跡地は住民の交流、また災害時の避難所などの施設のために公園のまま残すべきだと思います。今回の都市計画の変更は跡地を民間に売却するためのものであり、到底認められることではありません。ぜひ再考をお願いします。</p>	<p>今回の変更案は、今後も都市公園として供用する見込みのない区域を変更するものであり、旧西奈良県民センターの廃止や当該土地の売却について諮るものではありません。</p> <p>県営大洲池公園として既に供用している約23.5ha（約235,000平方メートル）については、「奈良市中心市街地にある大洲池およびその周辺樹林地を保全・活用した水と緑の公園とする」ことを目的に設置されており、現在の供用区域をもって既に設置目的が達成されていると判断していることから、今後はその活用に重点を置いた事業展開を図ることが妥当と考えており、引き続き適切に管理運営して参ります。</p> <p>東地区及び西地区の広場は、奈良市が定めた奈良市地域防災計画において、周辺住民が震災等で被災した際に4,870人の一時的な避難を受け入れる避難場所として位置づけられています。</p>

番号	意見の要旨	都市計画決定権者の見解
6	<p>私は、この案には絶対賛成することはできません。公園区域から外さねばならない理由と原因に妥当性を見出すことができません。</p> <p>まず一番目に、変更の説明書の概要によると、長期にわたり事業化されず、建物や構造にかかる建築条件下に置かれ、これを解除するために今回こういうことをやるんだと書いております。県民センターを我々地域住民が好んで放置していたわけではありません。耐震性の問題があれば、復旧して補強するなり、もう一回建て直すなりするのが筋ではないでしょうか。放置したのはどなたですか。放置したのは我々じゃないです。長くあったので売却・処分しますということで、とてもじゃないけど認められない。</p> <p>第二番目に変更原案によれば人口減少下と書いています。この地域は、我々高齢者は減っていくけど、若い人もどんどん増えてきているし、新しい住宅も建っているし、分譲住宅もできています。建売りもできていますし、この地域は漸増地域なんです。</p> <p>三番目に、県民センターが建設された経緯、それ以来、地域住民が有効に継続利用してきた事実を否定できません。当初は保健所が併設され、あるいは選挙の投票所として、あるいは青少年の育成の場として、住民集会や交流拠点として、高齢者のいこいの場として、緊急避難場所として、連絡所として、ずっと活用されてきたわけです。奈良市の住宅中心市街地において、公園として県民センターとして果たしてきた役割と実績に歴史があると思います。</p> <p>四番目に今回の概要説明書によれば、公園は充分にありますと言われておりますが、西地区の公園、婦女子が、夕方出入りできる環境にはありません。駐車場は、テニスコートを利用する人が朝八時から来て、駐車場がいつも満杯で、近くに駐車放置され非常に危険です。東地区の公園につきましては、民主主義の根幹であるところの選挙投票所が併設されておりました。私は障がい者になって、とてもじゃないけど、あの坂道あがって、車も置くところないし、我々登美ヶ丘地区の人みんな困っているんです。市民交流センターや災害対策、緊急避難場所をかねた中央広場的な存在と再建設が必要だと思います。取り壊したものはつくり返してください。</p> <p>ただし、次の三つの条件を満たしてくれるのであれば良いでしょう。</p> <p>一つは市民や県民の安全と安心に資する公共設備の建設目的で、建物の階数や構造にかかる制限解除のために公園法から除外するというのであれば、賛成してもよろしいでしょう。</p> <p>第二番目に、今回の変更は何の目的で、いつ何をするのか明示されておられません。我々一般市民の納得の得られる計画が示されて、それで我々が納得できれば、賛成することにやぶさかではありません。</p> <p>三番目に防災センター、緊急避難、次世代型市民交流センター、青少年育成、高齢社会対応型の設備等、市民サービス目的の建設計画があれば、反対することはありません。</p> <p>以上の三条件が満たされれば、今回の計画に決して反対するものではありません。</p> <p>この土地は県民市民の市街地の中心に位置する貴重な財産であります。有効な公共施設の復活と建設を強く要望します。</p>	<p>今回の変更案は、今後も都市公園として供用する見込みのない区域を変更するものであり、旧西奈良県民センターの廃止や当該土地の売却について諮るものではありません。</p> <p>(都市計画公園の変更理由書)「近年の人口減少などの社会情勢を踏まえると・・・」の記載については、本公園が県営公園として広域利用を見込むものであることから、県全体の状況を踏まえたものです。</p> <p>既に供用している公園の利用や施設に関する課題については、より快適にご利用いただけるよう、引き続き管理運営の改善や施設の更新等を進めて参ります。</p>

番号	意見の要旨	都市計画決定権者の見解
7	<p>今後、巨大地震の発生確率が高まっており、かつ温暖化による巨大台風の襲来が危惧されております。そのために西奈良県民センターがあったところの跡地は、今後も公園として残して、防災に活用する必要性が極めて高い、県の重要課題であると考えております。地震あるいは巨大台風が来ることは、もう周知の事実でございます。巨大台風が来れば登美ヶ丘を含む全地域に起こることになります。巨大災害に対する状況として、被害者とか、あるいは救援物資の配布場所が必要になります。テレビを見ておりますと、小学校や公民館が利用されておりますが、大淵池周辺の町ではそういうのがございません。学校にいくつもの校区に分かれ、小学校は五つの校区に分かれています。いずれの学校も校区の一番端っこに当たります。つまり、登美ヶ丘地域からは非常に遠いということで、いくつかの学校は山の上にあります。かつ平地に近いところにある所でも道が非常に狭い実際に通学時間帯には自動車を止めて生徒を通らせている小学校も多いわけです。市の公民館は大淵池周辺を避けて建設されており、そのため、地域の公共施設が県民センターだけだったという状況です。今、それが無くなりましたから、公共施設は全くありません。</p> <p>従来の県民センター、日ごろの自治会活動、サークル活動、いろいろなお祭りとかに利用されてきたんですけれども、災害が発生したときに必要なのは、みんなが助け合う精神ですね。それが必要になります。そのためには、地域の交流活動が重要になってきます。県は奈良市の仕事だとしていますが、大淵池公園および県民センターは当初は奈良市民の対象施設であったものがあると思いますけれども、その後どんどん交通の広がり、生駒市の市民も一緒に活動するようになってきておりました。したがって、その業務を奈良市に押し付けること自体は当初からすれ違いだと考えております。これは県の仕事だと思っております。</p> <p>県の広い公園がありますから、災害時に役に立つんじゃないかと言うことがあるかもしれないと思っておられる方があるかもしれませんが、それは自然林ですから台風が来ると、両方とも広場の駐車場は、倒木で使用不可能となります。現在地に残っている広い場所と言いますと現在、公園から外して売却すると言っている場所しか残っておりません。</p> <p>今後も県が所有して、広場であっても役に立ちます。建物がなくても避難ができます。物資の配布ができます。ですから、この場所が必ず公園として残すことが行政の責務だと考えております。むしろ県民センターが無くなった今であるからこそ、公園にすることに何も障害がなくなったと考えております。</p> <p>そういう理由で、当初から出ております公園の解除の理由は、現実にあっていないと考えております。</p>	<p>東地区及び西地区の広場は、奈良市が定めた奈良市地域防災計画において、周辺住民が震災等で被災した際に4,870人の一時的な避難を受け入れる避難場所として位置づけられています。</p> <p>旧西奈良県民センターのような公民館の機能をもつ施設は、基礎自治体である奈良市が設置すべき施設と考えております。</p> <p>今回の変更案は、今後も都市公園として供用する見込みのない区域を変更するものであり、旧西奈良県民センターの廃止や当該土地の売却について諮るものではありません。</p> <p>県営大淵池公園として既に供用している約23.5ha（約235,000平方メートル）については、「奈良市中心市街地にある大淵池およびその周辺樹林地を保全・活用した水と緑の公園とする」ことを目的に設置されており、現在の供用区域をもって既に設置目的が達成されていると判断していることから、今後はその活用に重点を置いた事業展開を図ることが妥当と考えており、引き続き適切に管理運営して参ります。</p>

番号	意見の要旨	都市計画決定権者の見解
8	<p>西奈良県民センターは、当然、耐震化されるものと思っていました。6月7日の説明会で公園としての活用を考えていないということで、さらに売却の方針ということまで出されてびっくりしました。これは長年にわたって私たちが利用してきた県民センターの役割をまったく考慮しないものだという事で納得できません。いろんな集会もありましたし、選挙の投票所や確定申告の説明会の場や子供たちの発表の場で、夏祭りなどに利用されてきたものです。本当に不便になったなと思ってます。困ったものだと思いますので、売却はやめてほしいということです。</p> <p>今の子供たちの状況を考えると、いろいろな思いがあります。外で遊ばない状況は困ったものだと思います。説明会では近年の人口減少ということに触れてるんです。当初の設置目的を果たしているってことを言ってるんですね。私、これなんのことがよくわからないんです。西地区にある噴水ですね。あれもずっと長いこと水が全然出てないですね。先ほどの方も、西地区の大変な公園の状況を言われてるんですけど、整備一つできてない状況があると思っています。説明会に参加してよかったなと思ってるんですけども、あらためて大淵池の公園があるこの地区は本当に全国に誇れるような貴重な自然とため池なんだということを改めて学ばせてもらっています。きちんと安全な場所として整備してほしいと思っています。</p> <p>私は、この跡地を災害が起こった時に備えるということももちろんですけど、日常的な場としてはぜひお年寄りから子供までが集えるような、そういう居場所というのかコミュニティスペースであってほしいと思っています。今、世代を超えたそういう集まりはなかなかできにくい。そんなときに気楽に集まれる場所として大変いい環境だし、いい場所だしということで、そういう居場所づくり、コミュニティスペースを願いたいなあというふうに思っています。</p>	<p>今回の変更案は、今後も都市公園として供用する見込みのない区域を変更するものであり、旧西奈良県民センターの廃止や当該土地の売却について諮るものではありません。</p> <p>県営大淵池公園として既に供用している約23.5ha（約235,000平方メートル）については、「奈良市中心市街地にある大淵池およびその周辺樹林地を保全・活用した水と緑の公園とする」ことを目的に設置されており、現在の供用区域をもって既に設置目的が達成されていると判断していることから、今後はその活用に重点を置いた事業展開を図ることが妥当と考えており、引き続き適切に管理運営して参ります。</p> <p>既に供用している公園の利用や施設に関する課題については、より快適にご利用いただけるよう、引き続き管理運営の改善や施設の更新等を進めて参ります。</p>

番号	意見の要旨	都市計画決定権者の見解
9	<p>旧西奈良県民センター敷地の部分の変更に私は反対します。</p> <p>理由としましては登美ヶ丘1丁目から5丁目には土地開発時より集会所というものがなく、県民センターは人々と繋がり、自治活動を行う重要な役割を果たしてきました。本来、市が建てるべき公民館の場、そういった公共の場が、これがあるために建設着手されなかったのではないのでしょうか。もし無くすのであれば、これに代わるものを市も作るべきであります。住民は本当に困っております。災害があった時の避難場所が東登美ヶ丘小学校になり、高齢者の方が災害の時に逃げ場となる場所としてはとても遠い。体育館の方も谷底の方なようなところになりますので、非常に目的に合わないものばかりで、私たちは本当に難民となっております。</p> <p>こういったことに利用できない状態にしていることは住民サービスを非常に無視した状態だと思っております。</p> <p>防災という点で多くのお年寄りを抱えた登美ヶ丘地区で避難可能な建物が必要だと考えております。本当に屋根のあるような避難地は大事です。</p> <p>公園として残すだけでも避難訓練をしたり、子供達は普段遊べますし、災害の時に集まって炊き出しをしたり、ヘリポートで病院への送り迎え、物資の運搬、そういった活用の方法は無限大です。高い木がない平地は非常に大切なんです。</p> <p>自治ってというのは自分で決める、市民が決める、そういうことです。国を運営して行く上での基本の基本だと思っております。顔と顔を合わせるコミュニケーションが不可欠であります。地域に集会所がなくて、これを遂行することができません。良いまちづくりに私たちは日々邁進しております。その足枷となっております。</p> <p>百歩譲って売却となっても、購入者に集会所や備蓄所を兼ねた商業地などにしてもらって、お互いの利益が保てるようにしてほしいと思います。便利になれば人が集まります。どうか頭を使って、皆さんの幸せにつながる良い政策を立て直して下さるよう切にお願いいたします。</p>	<p>東地区及び西地区の広場は、奈良市が定めた奈良市地域防災計画において、周辺住民が震災等で被災した際に4,870人の一時的な避難を受け入れる避難場所として位置づけられています。</p> <p>自治会集会所等の施設に関しては、奈良市の所管と考えております。</p> <p>今回の変更案は、今後も都市公園として供用する見込みのない区域を変更するものであり、旧西奈良県民センターの廃止や当該土地の売却について諮るものではありません。</p>

番号	意見の要旨	都市計画決定権者の見解
10	<p>6月4日の説明資料を見させていただきまして、大変疑問に思った点が二つありました。都市計画変更のための理由に、大きな間違いがあるのではないかと思ったわけです。</p> <p>一つは都市計画変更には反対致します。県民センターが取り壊されたわけですが、その頃は耐震というようなことを言われてましたから、ちゃんとした建物がまた建つのであろうと思っておりました。実際にはそうではなくて、これは建築当初の住民の交流融和という目的が果たされたから、もういらんと言う形で取り壊されたんだと後から聞かされて、それは全く違うのではなからうかと。私も使わせてもらってましたが、行政のためにも使っていましたし、サークルとか何とか住民のお互いの交流のためにも使われていました。壊された時は、次また建つんだらうから、しばらくは不便を我慢しましょうと書いていたわけです。ところがそうじゃないと言うことが分かりまして、これは大いに違うと思っております。それから地域の住民たちはお互いに交流し合って、地域的にも社会的にも町も成長して行くもんだと思います。だから今日交流があったから、明日は不要というものではないと思います。</p> <p>それからもう一つは、地域の人口が減少しているって言葉がありました。今でも大洲池の西側に住宅が建っています。もっと北に行けば学研登美ヶ丘駅があり、西へ向かって、どんどんマンション、一戸建て住宅が建っております。人口減少は、いったいどこを指しているのかとまったく不思議に思いまして、それを書いた県の方に尋ねたいところです。今でも若い方たちは増えて、すぐ隣にある図書館に来て、一体どこで子供が遊ばしたらいいのか、と言うことも聞いております。色々に使われてきたこの土地を絶対に民有地にはさせない、売却なんてとんでもないと思っております。公共のために使うように残してほしいです。説明書にすら、大きな誤認があるわけですから、それは変更理由には成り立たないと思うんです。これは本当におかしな都市計画です。だから断然反対致します。</p> <p>県というのは県民のために働く行政の場ですね。それから県庁というのはその役所です。それから県有地というのは、私ども県民の持っている財産です。それから県に勤めている方々は県の公務員ですね。県の公務員というのは、いわゆるパブリックサーヴァント、つまり公僕です。これから、私どものために県がよりよく暮らし良くしてくれる場になっていることを願います。私どもここに立つまでに3千名以上の署名がありました。そういう方々が背後にいると思ってほしいです。本当に住民の意思を無視するのかということをおたためて聞いて意見を終えます。</p>	<p>今回の変更案は、今後も都市公園として供用する見込みのない区域を変更するものであり、旧西奈良県民センターの廃止や当該土地の売却について諮るものではありません。</p> <p>(都市計画公園の変更理由書)「近年の人口減少などの社会情勢を踏まえると・・・」の記載については、本公園が県営公園として広域利用を見込むものであることから、県全体の状況を踏まえたものです。</p>

番号	意見の要旨	都市計画決定権者の見解
11	<p>私は大洲池公園のうち県民センター跡地部分については、これを都市計画公園変更の対象にすることに反対します。</p> <p>そもそも県民センター跡地は奈良県民、特にこの地域に住んでいる人たちの要望に沿った利用をするのが県行政の義務であり、私たちの願いでもあり、当然のことと考えております。旧県民センターは立地条件が大変よく、広範囲の地域の人たちにとってはなくてはならない施設でした。自治会サークルクラブの集まり、あらゆる選挙の投票所、健康診断、確定申告等、私たちの身近な施設だったんです。県民センターがなくなって行き場を失った人や不便を感じているという声をたくさん聞きました。私もそうです。大変不便を感じております。この地の計画の変更は民間に売却するということははっきりしております。</p> <p>一度売却をしてしまうと、私たち市民が必要としている施設や避難場所など市民の生活に大きく関わる利用の仕方ができなくなってしまう。また、旧県民センターの跡地に隣接している運動場や児童公園の利用にも、大きな影響が出てくると思います。</p> <p>旧西奈良県民センター跡地の部分の変更を削除し、大和都市計画公園の変更原案に私たちの意見を反映した原案を作り直すよう強く要望します。</p>	<p>今回の変更案は、今後も都市公園として供用する見込みのない区域を変更するものであり、旧西奈良県民センターの廃止や当該土地の売却について諮るものではありません。</p> <p>旧西奈良県民センター敷地に隣接する運動場や児童広場については、今後も快適にご利用いただけるよう、引き続き管理運営の改善や施設の更新等を進めて参ります。</p>

番号	意見の要旨	都市計画決定権者の見解
12	<p>大淵池公園のうち県民センター跡地部分については、この地を民間に売却するものであり、都市計画公園変更の対象とすることに反対致します。</p> <p>この地は東西、南北のバスが繋がって結節地でありまして、豊かな森と水に囲まれた本当に奈良でも数少ない自然のままの公園です。その中心の位置に西奈良県民センターは建てられていたのです。しかも、五十年にわたって住民の学習や交流、いこいの場として、さらに選挙の投票所、確定申告等の場所として活用されてきました。センター閉館により、この地域は公的施設の空白地となっています。</p> <p>周辺は、学研奈良登美ヶ丘駅前開発などにより、子育て世代が急増しています。国を挙げて進める子育てしやすいまちづくりのためにも、この地は大切な公有地です。都市計画変更によって人口減少はありません。もちろん未利用資産でもありません。大淵池公園の要となり、県民の交流の場として活用された土地であり、今後とも活用されるべき土地であります。西奈良県民センターが撤去された後、これをどう活用していくかということで、住民の方にアンケート活動したんですが、意外と若い方が子供を遊ばせる場所がないという声がとても多かったのです。子供は家で面倒みるというよりも、支援の所へ行って、お友達と一緒に遊ぶ場所がお母さん方には必要です。そういう意味でも、西奈良県民センターの跡地は、大切な場所だと感じたところなんです。</p> <p>次の理由ですが西奈良県民センターのような建物があったところを公園から外すことは通常は考えられません。しかも建物のあった中心に位置する公園の半分を公園から外し、民間へ売却しようとしています。</p> <p>半分を売却すると残る公園への車の進入路がなくなります。都市計画の変更の前に、まず大淵池公園の中心地であるこの地の全体計画を県は説明すべきです。公園が全体として、どのように良くなっていくのかということが説明全然されておられません。</p> <p>センター閉館にあたり、県はこの地の売却は考えていない。公園として活用を考えていくと答えていました。住民や県民を騙して民間への売却を決めたのです。これに対し売却中止を求める三千百余名の要望署名を知事へ提出しました。しかし、売却は県の意思であり、誰にあって返答は変わらないと知事に会うことも文章での回答もありませんでした。</p> <p>6月4日、6月7日の説明会においては、この地を公園として残してほしいと切実な住民県民の声ばかりでした。都市計画変更案より西奈良県民センター跡地部分を削除することを強く求めます。</p>	<p>今回の変更案は、今後も都市公園として供用する見込みのない区域を変更するものであり、旧西奈良県民センターの廃止や当該土地の売却について諮るものではありません。</p> <p>(都市計画公園の変更理由書)「近年の人口減少などの社会情勢を踏まえると・・・」の記載については、本公園が県営公園として広域利用を見込むものであることから、県全体の状況を踏まえたものです。</p> <p>県営大淵池公園として既に供用している約23.5ha(約235,000平方メートル)については、「奈良市中心市街地にある大淵池およびその周辺樹林地を保全・活用した水と緑の公園とする」ことを目的に設置されており、現在の供用区域をもって既に設置目的が達成されていると判断していることから、今後はその活用に重点を置いた事業展開を図ることが妥当と考えており、引き続き適切に管理運営して参ります。</p> <p>既に供用している公園の利用や施設に関する課題については、より快適にご利用いただけるよう、引き続き管理運営の改善や施設の更新等を進めて参ります。</p>